

第 4 5 期決算公告

貸 借 対 照 表

(2 0 2 3 年 3 月 3 1 日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1, 204, 111	流動負債	303, 403
現金及び預金	132, 830	工事未払金	76, 314
受取手形、 完成工事未収入金 及び契約資産	518, 053	未払金	56, 140
短期貸付金	540, 000	未払費用	32, 200
未収入金	1, 756	未払消費税	23, 269
未収法人税等	10, 480	契約負債	54, 912
その他流動資産	989	預り金	7, 656
		賞与引当金	51, 910
		製品保証等引当金	1, 000
固定資産	155, 759	固定負債	119, 578
有形固定資産	83, 622	退職給付引当金	118, 778
建物	63, 418	役員退職慰労引当金	800
構築物	4, 284	負債合計	422, 982
機械装置	359	(純資産の部)	
車輛運搬具	4, 325	株主資本	936, 888
工具器具備品	11, 034	資本金	140, 000
建設仮勘定	200	資本剰余金	116, 500
無形固定資産	12, 066	資本準備金	116, 500
施設利用権	2, 410	利益剰余金	680, 388
ソフトウェア	9, 655	利益準備金	17, 950
投資その他の資産	60, 069	その他利益剰余金	662, 438
投資有価証券	131	別途積立金	137, 000
繰延税金資産	57, 347	繰越利益剰余金	525, 438
その他	2, 591	(うち当期純利益)	(149, 659)
		純資産合計	936, 888
資産合計	1, 359, 870	負債・純資産合計	1, 359, 870

注 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

1. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

イ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金：個別法による原価法によっております。

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産：定額法によっております。

ロ. 無形固定資産：定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

イ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

ロ. 製品保証等引当金

売上した建設工事等に係る瑕疵担保等の支出に備えるため、合理的に見積った額を計上しております。

ハ. 退職給付引当金

従業員への退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき計上しております。

ニ. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えて内規に基づく基準額を計上しておりましたが、平成26年6月16日に開催された定時株主総会にて慰労金の打切り支給議案が可決され、役員退職慰労金制度を廃止しました。

しかし、定時株主総会では、対象役員の退任時の支給を決議したのみのため、基準額は引き続き「役員退職慰労引当金」に表示しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行義務業務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができる時まで、一定の期間にわたり充足される履行義務について原価回収基準により収益を認識しております。

収益認識基準を適用したため、貸借対照表において「流動資産」に表示していた「受取手形」「完成工事未収入金」は、「受取手形、完成工事未収入金及び契約資産」に、「流動負債」に表示していた「未成工事受入金」は「契約負債」に含めて表示することとしております。

(5) その他の計算書類作成のための基本となる重要事項

イ. グループ通算制度の適用

当社は住友化学株式会社を通算親法人とするグループ通算制度を適用していま

ロ. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、本事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しました。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度の移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法規定に基づいています。

なお、本事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用しています。